

南和病院介護医療院重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	南和病院 介護医療院
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 1 - 1 8 1
管理者名	和田 信弘
電話番号	0 7 4 7 - 5 4 - 5 8 0 0
F A X 番号	0 7 4 7 - 5 4 - 5 7 0 0
事業者指定番号	2 9 B 3 6 0 0 0 1 5

2. 設備の概要

定員	1 8 名		
療養室	4 人部屋	4 室	1 室 32.88 m ² ~35.65 m ²
	2 人部屋	1 室	1 室 17.86 m ²
機能訓練室 (南和病院共用)		1 室	176.84 m ²
食堂兼談話室兼 レクリエーションルーム		1 ケ所	60.90 m ²
浴室		2 ケ所	一般浴槽と特殊浴槽があります
スタッフステーション		1 ケ所	3 階療養病棟と兼用
診察室 (南和病院と共用)		1 ケ所	1 階に診察室があります
厨房 (南和病院と共用)		1 ケ所	
洗濯室 (南和病院と共用)		1 ケ所	
X線室 (南和病院と共用)		病院内	
薬局 (南和病院と共用)		病院内	
非常災害設備等		スプリンクラー、自動通報装置連動火災報知器、非常用予備発電装置、消火栓、消火器など	

3. 介護医療院とは

「医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設」として、平成 30 年 4 月に創設された介護保険施設です。日常的な医学管理やターミナルケア等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設です。したがって、入所者の生活様式に配慮し、長期療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重や家族や地域住民との交流が可能となる環境や、経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・継続的な医学管理や充実したターミナルケア体制が求められています。

4. 当事業所の運営方針

当施設では、長期にわたり療養が必要な要介護状態にある入所者に対して、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、その方が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

5. 職員の配置状況

(1) 主な職員の職務内容と配置状況

職種	職務内容	常勤
管理者（医師）	1. 入所者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 2. 従業者及び業務の実況の把握その他の業務の管理を一元的に行います。 3. 従業者に法令等において規定されている遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1
薬剤師	医師の指示に基づき、調剤、薬剤管理及び服薬指導を行います。	0.1
事務職員	事務業務や介護報酬請求業務を行います。	0.3
介護支援専門員	適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。	0.2
管理栄養士	食事の献立、栄養計算など入所者に対する栄養指導などを行います。	0.1
理学療法士	医師からの指示を受け、多職種で入所者毎にリハビリテーション実施計画書を作成します。その計画書に基づき、リハビリテーションを提供します。	0.3
正・准看護師	医師の診療補助及び援助の計画立案、実施に関する業務を行います。	4
介護職員（介護福祉士・看護補助者）	入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。	4

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	毎日 8：45～17：00
薬剤師	毎日 8：45～17：00
介護支援専門員	毎日 8：45～17：00
看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中 8：45～17：00 3名 夜間 16：45～9：00 1名（療養病棟兼務）
介護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中 8：45～17：00 3名 夜間 16：45～9：00 2名（療養病棟兼務）

理学療法士	毎日 8:45～17:00
-------	---------------

※土日祝日は上記と異なります。

(3)職員の研修体制

職員の資質の向上を図るため、下記のとおり研修を行っています。

- ①採用時研修 採用後2ヶ月以内
- ②継続研修 随時
- ③その他各種研修 適時

6. サービスの内容及び利用料金

(1)介護保険給付対象サービス

<サービスの内容>

種 類	内 容
食 事	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養、入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(ただし、食材費は給付対象外です。) ・食事はできるだけ離床して談話室でとっていただけるよう配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 18:00～
医療・看護	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の病状にあわせた医療・看護を提供します。 ・医師による診察は、週1回行ないます。 ・それ以外でも必要がある場合には適宜診察します。
排 泄	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1日4～5回の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入 浴	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じて週2回の入浴を行います。 ・全介助の方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士により、入所者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は低下を防止するための訓練を実施します。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・生活機能低下の防止のためできる限り離床に配慮します。 ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容を援助します。

<サービス利用料金>

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、1日あたり下記の自己負担額をお支払い頂きます。

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	8,330円	9,430円	11,820円	12,830円	13,750円
上記サービス費に係る自己負担額 (1割)	833円	943円	1,182円	1,283円	1,375円

※サービス利用に係る自己負担額(月額)が、それぞれ第1段階の入所者は15,000円、第2段階の入所者15,000円、第3段階の入所者24,600円、第4段階以上の入所者44,400円を超えた分については、高額介護サービス費として払い戻し手続きがあります。

※日常的な医療とは別に必要となった特別な医療については、医療保険の対象となりますので、医療保険における自己負担額をお支払いいただきます。

(2) 加算について(同意を得て実施した場合、下記金額の1割が自己負担となります)

種類	内容	利用料金
初期加算	入所した当初には、施設での生活に慣れる為に様々な支援を必要とすることから算定。過去3ヶ月間(認知症自立度判定ランクⅢ以上の方は過去1か月間)に入所したことがない場合	300円/1日入所日から30日間
初期入所診療管理	入所の際に、医師・看護師・その他必要に応じた関係職種が共同して診療計画を策定し、入所者又はその家族等に説明を行う。 過去3か月間(認知症自立度判定ランクⅢ以上の方は過去1か月間)に入所したことがない場合	2,500円/1回
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士と呼ばれる職員が50%以上在籍しております	180円/1日
外泊	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、所定単価に代えて算定 但し、外泊の初日・最終日は所定単価にて算定	3,620円/1日 (1ヶ月に6日まで)
感染対策指導管理	施設全体で感染対策を行っていることから算定	60円/1日
褥瘡マネジメント加算	入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用	(Ⅰ) 30円/1月 (Ⅱ) 130円/1月

科学的介護 推進体制加算 (II)	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報に加えて、入所者ごとの疾病、服薬の状況等の情報を LIFE を用いて厚生労働省に提出している	600 円/1 月
排せつ支援 加算 (I)	入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師または医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、以降についても 6 月に 1 回以上の頻度で評価する。そのスクリーニング情報などを厚生労働省に提出している	100 円/1 月
理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出している	330 円/1 月
理学療法 (I)	常勤の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が勤務しており、理学療法、作業療法又は言語療法を実施した場合	1,230 円(言語療法は 2,030 円) /1 回
短期集中リハビリテーション加算	個別のリハビリテーション計画の算定策の一連のプロセスを実施するとともに、他職種協働による短期・集中的なリハビリを行った場合	2,400 円/1 日 (入所後 3 ヶ月以内)
経口維持加算 (I) (II)	摂食機能障害を有することから、経口による継続的な食事の摂取を進めるための特別な管理が必要である場合	(I) 4000 円/1 月 (II) 1000 円/1 月
医学情報提供料 (I)	担当医師より、退所時に病院または診療所へ、紹介文書を記入した場合	(I) 2,200 円/1 回
緊急時治療管理	救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行なった場合	5,180 円/1 日(1 ヶ月に 1 回,連続する 3 日を限度)
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が他の介護保険施設や医療機関に退所する場合に入所者の栄養管理の情報を提供した場合	700 円/1 回
退所時指導加算	入所期間が 1 月を超える入所者が退所し、その居宅において療養を継続する場合、退所時に入所者又はその家族等に、退所後の療養上の指導を行った場合	4,000 円/1 日 (1 人につき 1 回)
退所時情報提供加算	退所後の主治医(社会福祉施設)に対して、入所者の診療状況を文書で紹介を行なった場合	5,000 円/1 日 (1 人につき 1 回)
退所前連携加算	居宅介護支援事業者に対して、診療状況を文書で情報提供し、居宅サービスの調整を連携して行なった場合	5,000 円/1 日 (1 人につき 1 回)

訪問看護指示加算	在宅で訪問看護を受ける場合に、訪問看護ステーションに対して医師の指示書を発行した場合	3,000 円/1 回
重度療養管理	1 日あたり 8 回以上の吸引を実施している状態が、1 ヶ月で 20 日を超えている場合に算定 ただし要介護度 4 または 5 に該当している方のみ	1,230 円/1 日
特定治療	老人保健法の規定による、リハビリテーション・処置・手術・麻酔または放射線治療を行なった場合	老人医科診療報酬点数表に定める点数に 10 円を乗じて得た数
摂食機能療法	脳血管疾患等による後遺症により、摂食機能に障害がある方に対して、嚥下訓練を行った場合	2,080 円/1 回 (1 ヶ月 4 回を限度)
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合	60 円/1 食
協力医療機関連携加算	協力医療機関と連携し、入所者が急変した場合などに医師や看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している、など 3 要件を満たしている場合	令和 6 年度は 1000 円/月、令和 7 年度以降は 500 円/月

(3)介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が入所者の負担となります

種 類	内 容	利用料金
※居住費 (多床室)	光熱水費相当 外泊・入院時に居室を確保しておく場合、居住費を頂くことになります。	430 円～437 円/1 日
※食費	食材費+調理費相当分	300 円～1,820 円/1 日
おやつ	施設の管理でご提供した場合	100 円/1 日
電源使用料	私物持込みの電気器具につきましては、電源使用料を頂きます。(テレビを除く)	55 円/1 日
テレビ レンタル費用	備え付けテレビを利用する場合にレンタル費用を頂きます。	165 円/1 日 (電源使用料を含む)
エアマット レンタル費用	ご希望された場合はレンタル費用を頂きます。	330 円/1 日 (電源使用料を含む)
予防接種	インフルエンザワクチン 肺炎球菌ワクチン等	予防接種法に基づき、地方自治体が定めた額
各種診断書料	生命保険診断書・死亡診断書等	1,100～5,500 円/1 枚
理髪・美容	2 週間に 1 回、美容師の出張による散髪サービスがあります。希望時申込みください。	1,700 円～2,200 円/1 回
レクリエーション	季節の行事や、月に一度お誕生日会などを行ないます。	50 円～100 円/1 回

※居住費・食費については、下記表のとおり国が定める負担限度額段階で1ヶ月に負担する上限額と、1日に負担する居住費・食費が設定されています。

入所者の住所地の市町村役所（介護保険係）に申請をして「介護保険負担限度額認定証」を受け、施設へ提示してください。補足給付（「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付）を受けることができます。但し、介護保険料滞納者には該当いたしませんのでご注意ください。

入所者の所得段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
居住費（多床室）	0円	430円	430円	430円	437円
食費	300円	390円	650円	1360円	1,820円

- ・入所者負担第1段階（市町村民税世帯非課税者・老齢福祉年金受給者等）
- ・入所者負担第2段階（市町村民税世帯非課税者で年金収入額等80万円以下）
- ・入所者負担第3段階①（市町村民税世帯非課税者で年金収入額等80万円超120万円以下）
- ・入所者負担第3段階②（市町村民税世帯非課税者で年金収入額等120万円超266万円未満）
- ・入所者負担第4段階（市町村民税世帯課税者）

(4)口腔衛生管理について

厚生労働省から通知があり、令和6年4月より入所者の口腔の健康状態に応じて、歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当院の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上受けなければなりません。それにとまなう歯科往診に伴う費用を保険診療によりお支払いください。

(5)利用料金の支払い

入所費等は1ヶ月毎に請求します。毎月5日頃に請求しますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 窓口で現金払い(終日 9:00~20:00まで)

② 銀行振込

銀行名	南都銀行	銀行コード	162
支店名	吉野口支店	支店コード	480
口座種別	普通	口座番号	99529
フリガナ	リョウホジソ コジソカイ リジチョウ ワダノブヒロ		
口座名義	医療法人 弘仁会 理事長 和田信弘		

※必ず、入所者氏名でお振込みください

※保険料の滞納などにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金（10

割)をいただき、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日市町村等の窓口
に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

※入所費を3か月間滞納された場合は退所していただく場合があります。

7. 協力医療機関

名称：医療法人弘仁会南和病院

住所：奈良県吉野郡大淀町福神1-181 TEL：0747-54-5800

8. 協力歯科医療機関

名称：五條平井歯科医院

住所：〒637-0042 奈良県五條市五條1丁目7番5号 TEL：0747-22-2107

9. 施設利用にあたっての留意事項

面会時間	面会時間 全日 14時～17時 ※感染症流行状況により変更することがあります。 来訪者は、必ずその都度面会者名簿にご記入ください。
外出、外泊	外出、外泊される場合は、事前に契約者兼身元引受人よりお申し出ください。
居室、設備、器具 の利用	施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに 反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがありま す。
喫煙	敷地内においては禁煙です。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。
金銭、貴重品 の管理	金銭・貴重品の持ち込みは、盗難防止のため必要最小限に留めてください。
所持品の 持ち込み	必要以上の物品の持ち込みはお断りいたします。持ち込まれた物品に関して は、私物管理表にご記入ください。
宗教活動（販売）	宗教活動や勧誘・販売等は固くお断りいたします。

10. 事故発生時の対応

- (1) 当施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入
所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行い、事故の原因を解明し、再発生を防
ぐために対策を講じます。
- (3) 当施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生し
た場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 災害対応について

当施設では、常日頃から避難訓練の実施や備蓄品の充足化を進め、不測の事態に備えています。また
有事の際は消防計画や災害対策マニュアルに沿って対応いたします。

12. 個人情報の取扱い

(1)当施設は個人情報保護法に基づき、入所者の個人情報を適切に取り扱います。つきましては、揭示、説明した個人情報に関する内容について同意を頂きます。

(2)入所者個々の希望による個人情報の使用範囲、及びプライバシーに関する希望にも出来るかぎり対応します。

13. 相談窓口、苦情対応

(1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

患者入所者支援室	電話番号	0747-54-5800
	FAX番号	0747-54-5700
	相談員	松岡 奨 (まつおか すすむ)
	対応時間	月～金曜日 9:00～16:00

(2)公的機関においても、次の機関に対して苦情の申立てができます。

市町村介護保険 相談窓口	大淀町福祉介護課 住所：奈良県吉野郡大淀町桧垣本 2090 番地 電話：0747-52-5001
	対応時間は、おおむね 8:30～17:15

※上記以外の方は、各市町村窓口までお問い合わせ下さい。

奈良県国民健康保険 団体連合会 (国保連合会) 苦情・相談受付窓口	所在地：奈良県橿原市大久保町 302 番 1 (奈良県市町村会館内) 電話番号：0744-29-8326 対応時間 8:30～17:15
--	--

14. 虐待の防止について

当施設は入所者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

①当施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

15. 当施設の概要

名称・法人種別	医療法人 弘仁会
代表者氏名	理事長 和田 信弘
管理者	院長 和田 信弘
当施設所在地電話番号 F A X 番号	奈良県吉野郡大淀町福神 1-181 電話番号 0747-54-5800 F A X 番号 0747-54-5700
併設病院	医療法人弘仁会 南和病院

南和病院介護医療院重要事項説明書

【説明確認欄】

年 月 日

介護医療院入所契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 奈良県吉野郡大淀町福神1-181

事業者名 医療法人 弘仁会

南和病院介護医療院

説明者 印

介護医療院のサービス提供に伴う入所者負担にかかる同意書

南和病院介護医療院

院長 和田 信弘 様

《入所者》

住 所 : 〒
氏 名 : _____ ④
電 話 : _____ / 携 帯 : _____

《契約者兼身元引受人》 私は入所者の入所に関して、以下の事項について同意いたします。

住 所 : 〒
氏 名 : _____ ④
電 話 : _____ / 携 帯 : _____
勤務先 : _____ / 勤務先電話番号 : _____
勤務先住所 : 〒

介護医療院のサービス（入所）を利用するにあたり、南和病院介護医療院入所契約書に基づき、重要事項に関するこれらの入所者負担に関して、担当者による説明を受けました。その内容を十分に理解し、介護医療院のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことに同意すると共に下記事項を厳守することを誓約します。

記

- 1 南和病院介護医療院の諸規定を守り、職員の指示に従います。
- 2 利用料金等の費用の支払いについては、南和病院介護医療院に対し一切迷惑をかけません。
- 3 契約者兼身元引受人は南和病院介護医療院の求めにかかわらず、利用料金を1ヶ月以上滞納した場合は、保証会社であるジェイリース株式会社が代位弁済し、求償等行う場合があることに同意します。
- 4 次頁の「個人情報の取扱に関する同意書」に同意のうえ申込みをします。

私(以下、「契約者兼身元引受人」という)は、医療法人弘仁会が運営する介護医療院(以下、「医療機関」という)が、ジェイリース株式会社(以下、「保証会社」という)に対し、契約者兼身元引受人の個人情報を第三者提供すること、及び契約者兼身元引受人の個人情報に関し保証会社において以下の取扱いをすることについて同意します。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号、及び月収等の属性情報(変更後の情報を含む)。
- (2) 医療機関の名称、所在地及び入所費等の契約情報。
- (3) 医療機関における入所費支払状況等の取引情報。
- (4) 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。
- (5) 個人の肖像又は音声を磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
- (6) 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。
- (7) 特定の個人の身体的特徴を変換した指紋認証データ、顔認識データ等の本人認証情報。

第2条(個人情報の利用目的)

保証会社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- (1) 契約者兼身元引受人の医療機関との介護医療院入所契約にかかる保証契約(以下「保証契約」という)の締結可否の判断のため。
- (2) 保証契約の締結及び履行のため。
- (3) 保証契約に基づく事後求償権の行使のため。
- (4) サービスの紹介のため。
- (5) サービスの品質向上のため。
- (6) ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- (7) 契約者兼身元引受人と医療機関との介護医療院入所契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- (8) 上記(1)から(7)の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第3条(個人情報の保証会社への提供)

契約者兼身元引受人は、医療機関が、契約者兼身元引受人の個人情報を、第2条記載の利用目的のために保証会社に対し提供することに同意します。

第4条(個人情報の保証会社から第三者への提供)

- (1) 保証会社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ契約者兼身元引受人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ① 法令に基づく場合。
 - ② 人、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、契約者兼身元引受人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、契約者兼身元引受人の同意を得ることが困難であるとき。
 - ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、契約者兼身元引受人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 契約者兼身元引受人は、保証会社が契約者兼身元引受人の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
 - ① 第2条記載の利用目的の達成のために、医療機関、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること。
 - ② その他契約者兼身元引受人が第三者に不利益を及ぼすと保証会社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- (1) 保証会社が第2条に定める利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては保証会社が責任を負います）。
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。
- (3) 特定の者との間で共同して利用される個人情報が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、契約者兼身元引受人に通知し、又は契約者兼身元引受人が容易に知り得る状態に置いている場合。

第6条（個人情報の開示・訂正等・利用停止等）

- (1) 保証会社は、保証会社所定の方法により、契約者兼身元引受人から、当該契約者兼身元引受人が識別される個人情報の開示を求められたときは、契約者兼身元引受人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報を開示します。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、保証会社の判断により個人情報の全部又は一部を開示することはありません。
 - ① 契約者兼身元引受人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ② 保証会社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ③ 法令に違反することとなる場合。
- (2) 保証会社は、保証会社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。
- (3) 保証会社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、契約者兼身元引受人の請求に応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、契約者兼身元引受人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- (4) 開示、訂正等、利用停止等をご希望の方は保証会社ホームページ（<http://www.j-lease.jp/>）を参照いただくか、第13条記載のお問合せ窓口までご連絡ください。

第7条（個人情報の正確性）

保証会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、契約者兼身元引受人が入所契約に際してご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、契約者兼身元引受人が責任を負うものとします。

第8条（個人情報の返却及び削除）

保証会社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第9条（個人情報の管理）

- (1) 保証会社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- (2) 保証会社は、保有する個人情報について権限を持つ者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第10条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

保証会社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第11条（統計データの利用）

保証会社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。保証会社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第12条（個人情報管理責任者）

ジェイリース株式会社 経営管理本部長

第13条（問い合わせ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問い合わせにつきましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。

ジェイリース株式会社 お客様相談窓口

電話番号 0800-500-2103（自動音声 その他：5）

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日除く）9:30～18:00

以上